

1. 件 名：関西電力株式会社大飯発電所1号炉及び2号炉に係る照射燃料集合体が十分な期間冷却されたことに関する評価等について
2. 日 時：令和2年5月8日 10:02～11:09
3. 場 所：原子力規制庁3階 室内会議卓
4. 出席者  
原子力規制庁 緊急事案対策室  
児玉企画調整官、宮地防災専門官、蔦澤専門職、岡村係長  
関西電力株式会社  
危機管理グループ マネジャー 他3名（テレビ会議システムによる出席）
5. 要 旨  
関西電力株式会社から、令和元年12月11日の第47回原子力規制委員会で廃止措置の認可を受けた同社大飯発電所1号炉及び2号炉について、使用済燃料集合体が十分な期間冷却されているものとして定める告示のため、廃止措置計画での使用済燃料の評価等について、前回の面談（2月27日）を踏まえ説明があった（資料1～4）。  
原子力規制庁より、使用済燃料の燃料本数の担保について確認し、保安規定第168条1.(5)で定めている「未臨界が維持できることを予め確認している条件」とは廃止措置計画の認可で確認したものを指しており、担保できるとのことであった。廃止措置計画の認可内容を確認し、告示のための手続き検討することとした。
6. その他  
配布資料：資料1 大飯発電所1号炉及び2号炉の使用済燃料の評価等について（関西電力株式会社）  
資料2 水密度が一様に変化する場合の実効増倍率の傾向について（関西電力株式会社）  
資料3 大飯1, 2号機冷却告示に係る面談時のコメント回答について（関西電力株式会社）  
資料4 大飯発電所保安規定（抜粋）（関西電力株式会社）